

消費者トラブル注意報

Vol.5



「被害金を取り戻せる」とうたう探偵業者に注意

近年、出会い系サイトや未公開株などの消費者トラブル解決をうたう探偵業者に関する相談が増加しています。「被害を回復する」と言われても、うのみにして契約などしないように注意しましょう。

《事例》

○以前、未公開株を購入し、被害に遭ったことがあった。ある日、知らない探偵業者から電話があり、「被害調査費用はかかるが被害金を取り戻すことができる」と勧誘され、約20万円を支払ったが、契約書の内容を確認すると「企業・人物調査」となっていた。被害金が返ってこないのなら解約したい。

○インターネットをしていたら、アダルトサイトにつながってしまい、高額な請求画面が表示された。インターネットで探偵業者を見つけたので問い合わせると、「対応できる」と言われたので、契約金約5万円を支払ったがまったく解決に向かわない。

《アドバイス》

○過去に未公開株や架空請求などの被害に遭った人を狙っ

て勧誘してくる場合もあるので注意しましょう。

○正規の探偵業者でも、「返金請求」や「解約交渉」などの行為は認められていません。また、契約時に契約書面の交付が義務付けられています。

○アダルトサイトのワンクリック請求は無視できるので、探偵業者との契約は必要ありません。

◆相談・問い合わせ先

匠瑤市消費生活センター(相談専用電話) ☎74・7007

日時：原則月・火・木・金曜日

9時～12時、13時～16時

場所：市役所3階産業振興課

